

清流

令和6年11月1日発行

令和 6 年度


みどり
水土里ネット
安曇川沿岸
(安曇川沿岸土地改良区)
第36号



安曇川町下古賀地先
令和6年9月18日撮影

目次

- | | | | |
|------------------|------|---------------------|------|
| ◆ 理事長あいさつ | | ◆ こんなときは届出が必要です | |
| ◆ 令和6年度連絡調整員の紹介 | ……2 | 組合員を変更するとき | |
| ◆ 第74回 通常総代会を開催 | ……3 | 農地転用(地区除外)、田畑転換するとき | |
| ◆ 令和5年度 完了事業 | | 口座振替契約するとき | …… 6 |
| ◆ かんがい事業の補助金について | …… 4 | ◆ 賦課金について | |
| ◆ 令和6年度 実施予定事業 | | 賦課金の納入について | |
| 工事による断水について | | 転作による減額について | ……7 |
| ◆ 県営かんがい排水事業等の概要 | ……5 | ◆ 改良区からのお知らせ | …… 8 |

ごあいさつ



安曇川沿岸土地改良区
理事長 中川 幸雄

晩秋の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より当改良区の運営や業務の推進に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

本年は能登半島や日向灘おける大きな地震や、台風に伴う突風や浸水など多くの災害が発生しました。犠牲者の方や関係者の方々にお悔やみ申し上げるとともに被災された方々にお見舞い申し上げ、一日も早い復旧復興をお祈りいたします。

さて、当改良区最大の目的である農業用水の確保には、近年の気象状況の変化等により大変苦慮しております。特に夏の猛暑では安曇川の水位が低下し、交互送水を実施せざるを得ない状況となりました。皆様には大変ご不便をおかけしましたが、今後も農業用水の確保に万全を期して参りたいと存じますので、引き続き節度ある取水にご協力いただきますようお願いいたします。

事業の実施状況につきましては、県営事業による床止工の応急対策や隧道工の改修、安井川地先の水路改修などが計画されております。また、本年度は安曇川合同井堰のゲート等塗装工事や田中井幹線用水路補修工事を施設の長寿命化を図る事業として実施いたしておりますことから、工事期間中は幹線用水路が断水となり、皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

これからの土地改良区運営は非常に厳しい状況が予想され、危機管理の在り方、施設の健全な維持管理、また、より一層の経費削減を図るためにも、新旭土地改良区・鴨川流域土地改良区・安曇川沿岸土地改良区の3つの土地改良区の合併について、昨年度より若手職員が中心となって意見交換をして参りました。今年度には準備委員会を立ち上げ、各改良区の現状把握や方向性といった、合併への具体的な将来展望を整理しているところでございます。今後は理事会や総代会において協議し、経過や予定等をお知らせさせていただきます。

最後に、当改良区の運営にはまだまだ課題は山積してありますが、今後とも適切な運営並びに施設の効果的な維持管理に役職員一同取り組んでまいりますので、組合員各位のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度 連絡調整員の紹介(敬称略)

任期:令和6年4月1日～令和7年3月31日

下古賀 井上 公一	三田 村山 秀春	三重生 多胡 重孝	安養寺 山田 正幸	今市 栗原 聡
上古賀 本田 實	佐賀 森 広次	庄塚 熊谷 健一	北畑 上原 和男	平井 土井 英也
長尾 木村 重男	沖田 勝田 隆行	上寺 横井 栄幸	藁園 森田 真弘	田井 饗庭 庄威
中野 澤井 利治	北出 石島 一明	十八川 枝主 市	深溝 中村 憲一	森 川口 弥寿夫
南古賀 中村 耕一	三尾里 土井 博貴	青柳 柴田 敬三	針江 福田 邦義	堀川 遠藤 博樹
南市 安原 桂次	西万木 西坂 藤行	新庄 大藤 清和	五十川 足立 哲夫	山形 坂尾 真
下ノ城 赤井 泉道	五番領 安原 広治	川原市 岡田 伸二	米井 中西 與司昭	霜降 山川 克則
仁和寺 村山 雅和	馬場 熊谷 光晃	井ノ口 井上 崇司	辻沢 足立 功	

第74回通常総代会を開催

総代会提出議案

- 第2号議案 規約の一部改正について
 第3号議案 会計細則の一部改正の承認について
 第4号議案 令和4年度 事業報告及び一般会計決算並びに財務諸表の承認について
 第5号議案 令和5年度 一般会計補正予算(第1号)
 第6号議案 令和5年度 一般会計補正予算(第2号)及び繰越明許費について
 第7号議案 令和6年度 事業計画について
 第8号議案 令和6年度 決済金算定基準の変更について
 第9号議案 令和6年度 役員報酬について
 第10号議案 令和6年度 組合費の賦課徴収方法について
 第11号議案 令和6年度 歳計現金の預入先について
 第12号議案 令和6年度 一時借入金について
 第13号議案 令和6年度 長期借入金について(県営かんがい排水事業)
 第14号議案 令和6年度 長期借入金について(県営経営体育成基盤整備事業)
 第15号議案 令和6年度 一般会計予算について



令和6年3月16日開催の通常総代会において、議案審議の結果、上記の15議案が原案どおり全て可決承認されました。

令和4年度
一般会計
収支決算報告

収 入	決 算 額	支 出	決 算 額
1 土地改良事業費収入	52,664,692 円	1 土地改良事業費支出	126,101,979 円
2 附帯事業収入	747,280 円	2 一般管理費支出	34,132,877 円
3 基本財産運用収入	15,140 円	3 土地改良事業負担金支出	6,773,000 円
4 特定資産運用収入	98,847 円	4 借入金返済支出	1,906,597 円
5 補助金等収入	92,780,000 円	5 支払利息	250,509 円
6 交付金収入	14,320,000 円	6 固定資産取得支出	0 円
7 寄付金収入	54,167 円	7 特定資産積立支出	3,924,035 円
8 雑収入	688,872 円	8 雑支出	62,920 円
9 借入金収入	6,773,000 円	9 予備費	0 円
10 特定資産取崩収入	5,258,809 円		
11 固定資産売却収入	0 円		
12 前年度繰越金	3,351,412 円		
合 計	176,752,219 円	合 計	173,151,917 円

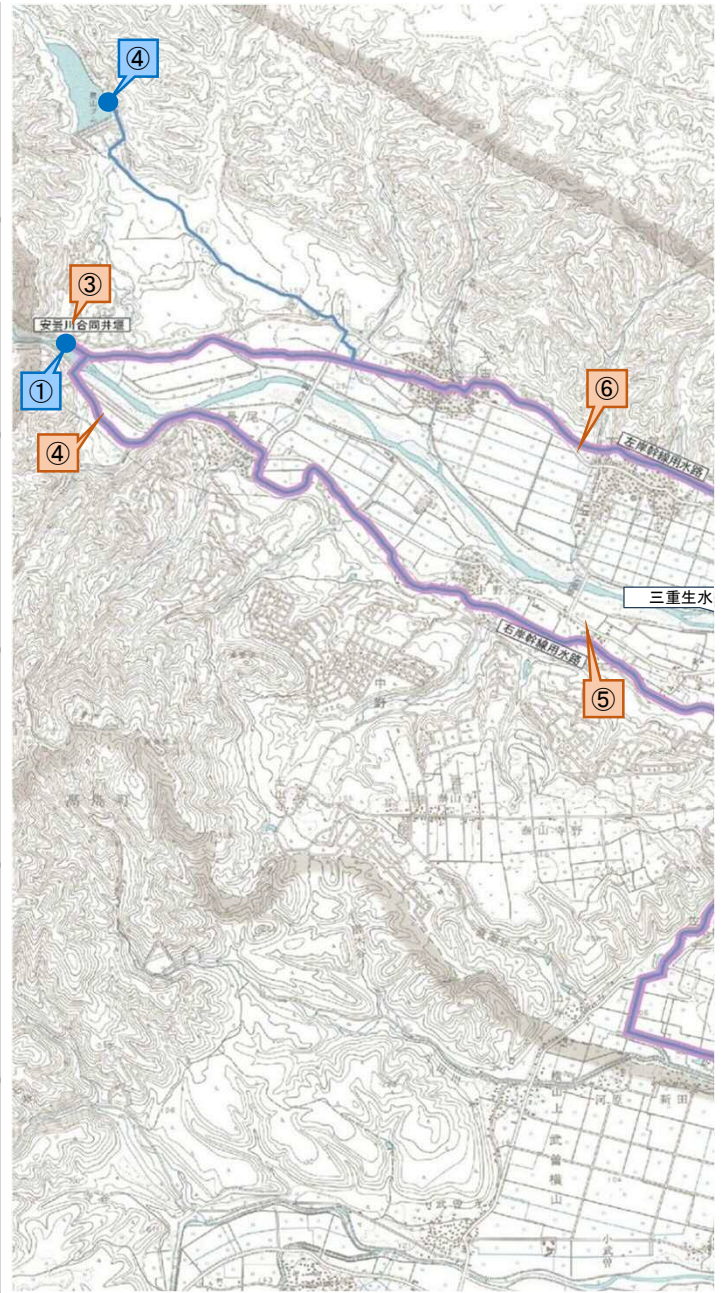
【差引額】 **3,600,302 円** を令和5年度に繰越しました。

令和6年度
一般会計
収支予算報告

収 入	予 算 額	支 出	予 算 額
1 土地改良事業費収入	54,720,000 円	1 土地改良事業費支出	65,930,000 円
2 附帯事業収入	580,000 円	2 一般管理費支出	35,450,000 円
3 基本財産運用収入	2,000 円	3 土地改良事業負担金支出	6,357,000 円
4 特定資産運用収入	77,000 円	4 借入金返済支出	34,082,000 円
5 補助金等収入	38,866,000 円	5 支払利息	570,000 円
6 交付金収入	10,740,000 円	6 固定資産取得支出	7,000 円
7 寄付金収入	1,000 円	7 特定資産積立支出	7,229,000 円
8 雑収入	811,000 円	8 雑支出	82,000 円
9 借入金収入	6,355,000 円	9 予備費	1,000,000 円
10 特定資産取崩収入	36,124,000 円		
11 固定資産売却収入	5,000 円		
12 前年度繰越金	2,426,000 円		
合 計	150,707,000 円	合 計	150,707,000 円

令和5年度 完了事業

①十八川用水路改修工事 水路改修 三面張水路 (B) 1400× (H) 470 L=33.0m 農業水路等長寿命化事業	 ① 施行後
②円形分水工等ゲート塗装補修工事 塗装補修 右岸支線 (開閉装置1基) 右岸支線余水吐 (扉体1門、開閉装置2基、操作台1台) 円形分水工 (扉体1門、開閉装置1基、操作台1台) 土地改良施設維持管理適正化事業	 ② 施行後
③合同井堰水位計交換工事 遠隔監視通報装置交換 一式 ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	 ③ 施行後
④長尾揚水機場改修工事 揚水機設備改修 一式 ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	 ④ 施行後
⑤中野支線用水路改修工事 ベンチフリームΔ350 L=16.0m 附帯工 一式 改良区単独事業	 ⑤ 施行後
⑥機能保全計画策定業務 機能保全計画策定 一式 (右岸幹線、左岸幹線、分水工) 農業水利施設保全合理化事業	 ⑥ 実施状況



かんがい事業の補助金について

安曇川沿岸土地改良区では、受益地内の集落自治会・集落農事(農業)組合・農事改良組合を対象に用水路の整備補修等に係る事業費に対して補助金を交付しております。

ただし、多面的機能支払交付金を受けている事業は対象外となります。

※ 補助金交付には集落から要望書の提出が必要となりますので、詳細は改良区までお問合せください。

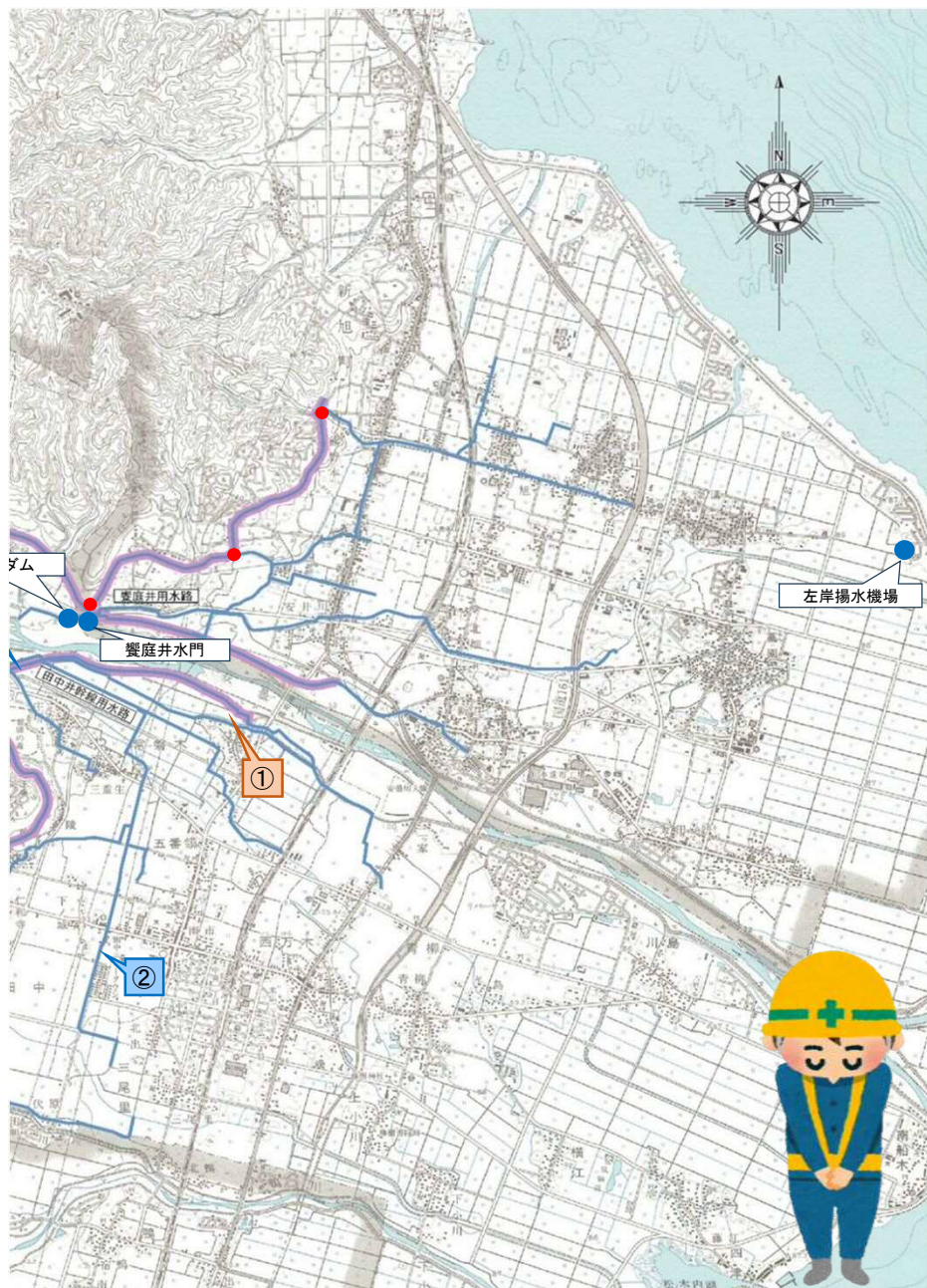
【 要望書提出期日 】

令和7年度実施予定の場合
 令和6年12月末日まで

対象者	安曇川沿岸土地改良区の地区内受益者が加入している団体 ≪集落自治会・集落農事(農業)組合・農事改良組合≫		
対象事業	上記対象者が施工した1事業の事業費が10万円以上の事業		
	対 象 経 費	補 助 率	限 度 額
①	用排水路の整備補修に係る事業費 (地元100%負担)	対象事業費の 30%以内	40万円以内
②	用排水路の整備補修に係る事業費 (県又は市の補助を受ける)	県または市補助事業 残の30%以内	30万円以内
③	県営幹線用水路沿いの 防草シート敷設に係る事業費	対象事業費の 50%以内	20万円以内

※ 補助金は予算の範囲内で補助対象者に対し補助するものとします。

令和6年度 実施予定事業



①合同井堰塗装補修工事
ゲート等塗装補修 一式
土地改良施設維持管理適正化事業
②田中井幹線用水路補修工事
L型水路 (H600) L=56.0m
土地改良施設維持管理適正化事業
③南古賀揚水機場分解整備工事
オーバーホール 一式
ミニ土地改良施設維持管理適正化事業
④機能保全計画策定業務
機能保全計画 一式 (井堰、奥山ダム等の点施設)
農業水利施設保全合理化事業

工事による断水について

安曇川合同井堰の塗装補修工事および田中井幹線用水路補修工事の実施に伴い、幹線用水路の水が止まります。工事中は対象の水路が断水となりますので、畑の水や鯉の水等は、各ご家庭で対応をお願いします。皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

【断水予定期間】
 右岸・左岸幹線用水路、田中井幹線用水路
 令和6年10月1日～令和7年1月31日

令和6年度 県営かんがい排水事業等の概要

	事業内容	事業年度	施工場所	全体事業費	本年度事業費	改良区負担金	本年度施工内容
基幹水利施設保全型 安曇川左岸2期地区	県営左岸幹線用水路改修	平成26年度 ～ 令和5年度	安曇川町 上古賀・下古賀 地先	667,000,000 (円)	1,100,000 (円)	82,500 (円)	用地補償
県営農業用河川 工作物応急対策事業 (安曇川地区)	床止工護岸・護 床ブロック改修	令和4年度 ～ 令和8年度	安曇川町 長尾地先	1,323,000,000 (円)	3,000,000 (円)	- (円)	実施設計
基幹水利施設保全型 安曇川沿岸2期地区	隧道工等改修	令和5年度 ～ 令和9年度	安曇川町 上古賀地先	691,000,000 (円)	27,400,000 (円)	1,918,000 (円)	基本設計 測量試験
基幹水利施設保全型 安曇川左岸3期地区	管水路改修 法面補修	令和5年度 ～ 令和7年度	新旭町 安井川地先	72,600,000 (円)	18,500,000 (円)	1,110,000 (円)	急流工 一式 用地補償

工事中は周辺の方々にご迷惑をおかけする場合がございますが、ご理解とご協力いただきますようお願い致します。

こんなときは届出が必要です

★届出に必要な書類は改良区までお問合せください
(ホームページからダウンロードすることも可能です) 【電話:0740-33-0009】

組合員を変更するとき

下記のように組合員に変更がある場合は、改良区まで届出をしていただく必要があります。

届出がない場合、従前の方に賦課金がかかってしまいますので、期日までに提出をお願いします。

・ 耕作者の変更	違う人に耕作してもらう、所有者に返す など
・ 農地の移動	売買、賃貸借、交換 など
・ 名義変更	経営移譲、生前贈与、組合員の死亡 など
・ 住所変更	

組合員資格得喪通知書 を改良区に提出

令和7年度 から
変更する分 **令和6年3月31日** 締切

※※※ 期日までの提出にご協力をお願いします ※※※

※ 改良区に用紙の提出がない限り、組合員の変更ができません。

農業委員会や農業共済への届出とは別に、改良区にも届出をしていただかないと、組合員は変更されません。

※ 締切を過ぎて(4月1日以降)提出された場合は、翌年度の変更となります。

※ 土地改良法第42条第1項の規定により、滞納賦課金がある場合は、新資格者に承継されますのでご注意ください。

※ 農地中間管理機構を経由する場合、機構からの報告により受け手の方が改良区の組合員となります。



農地転用(地区除外)、田畑転換するとき

田から地目を変更する場合、地区除外の手続きと決済金の納付が必要となります。

農地転用の際は、事前に改良区までお問合せください。

・ 田を宅地等へ転用
・ 公共事業用地(道路等)による転用(寄付含む)
・ 田畑転換するとき

農地転用等の通知および意見書交付願い

(該当のみ「地区除外申出書」が必要)

を改良区に提出

令和6年度
決済金単価 1㎡あたり **165** 円

地区除外決済金 と引換えに**意見書**を発行します

※ 意見書は、農業委員会への届出に必要な書類です。

※ 農地転用の際は、土地改良法第24条の規定により、面積に応じて地区除外決済金を納付していただく必要があります。

決済金単価には物価上昇率などが含まれており、年度ごとに変動します。(4月1日を基準に単価が変わります)

※ 地区から除外されるのは翌年度からとなります。届出される年度の賦課金は一年分納付していただく必要がありますのでご注意ください。

※ 田畑転換の際にも、改良区の意見書が必要となります。農地転用と同様に地区除外の手続きと決済金の納付が必要です。

口座振替契約するとき

賦課金の口座振替をご希望の場合、振替口座を変更される場合は、専用の用紙がございますので、改良区までお問合せください。

【振替指定日】

・ 前期：4月末日 ・ 後期：11月末日 (休日の場合は翌営業日)

※ 再振替は行っていません。

※ 口座振替にかかる手数料は、改良区で負担しております。

【口座振替ができる金融機関】

レーク滋賀農協、滋賀銀行、関西みらい銀行
滋賀県信用組合、ゆうちょ銀行

※ 上記以外の金融機関では口座振替ができませんのでご了承ください。

改良区の賦課金は **4月1日** が基準日となります

**耕作権の移動、名義変更、
売買や農地転用(地区除外)など**

次年度に組合員の変更がある場合は、

3月末日 までに提出を！

- ・ 基準日を過ぎると、組合員の変更は翌年度となります。一年間の賦課金が従前の方にかかりますので、ご注意ください。
- ・ 地区除外決済金の単価も、4月1日を基準に変更されます。

賦課金について

賦課金の納入について

【単価】

経常賦課金： 2,600 円 / 10a 当り

事業賦課金： 4,000 円 / 10a 当り（転作の場合 半額）

【基準日：4月1日】

毎年、4月1日を基準に賦課金が算定されます。

4月時点の賦課金額は、減額調整前の金額となります。

【納入の時期】

・年賦課額が 1万円 以上：前期・後期 に分割

・年賦課額が 1万円 未満：後期 に一括

前期（4月） 納入期日：4月末日

後期一括の方は、賦課金額のお知らせを送付します。

後期（11月） 納入期日：11月末日

転作がある場合、減額調整します。

【督促状】

賦課金納入が確認できない場合、督促状を発送します。

督促状が発送されると、手数料100円が加算されます。

【納付済証明書】

毎年、1月中旬に納付済証明書を発行します。

【賦課金とは】

賦課金は、改良区の受益地内にある田にかかるもので、地目が田である限り、毎年納付していただく必要があります。

納めていただいた賦課金は、土地改良施設（水路等）の維持管理や償還などに充てられます。

【転作がある場合】

転作がある場合、後期の賦課金を減額しています。

再生協議会のデータをもとにしていますので、個別対応はできません。

（詳細は下記をご確認ください）

【農地転用（地区除外）、田畑転換する場合】

田から他の地目に変更する場合、田畑転換する場合は、農地転用（地区除外）の手続きと、面積に応じて決済金の納付が必要です。

転用の際は、事前に改良区までお問合せください。

（詳細は6ページをご確認ください）

【組合員の変更について】

当改良区では、基準日の4月1日時点で組合員である方に賦課金をかけています。基準日以降に届出があった場合、組合員の変更は翌年度からとなりますのでご注意ください。（年度途中で他の人に変更することができません）

また、転用の際は届出のあった年度の賦課金は一年分納付いただく必要があります。

転作による減額について

当改良区では転作がある場合、再生協議会のデータをもとに**事業賦課金の半額措置**を実施しています。

転作がある場合は、後期の賦課金を減額しておりますので、納入通知書をご確認ください。

なお、再生協議会のデータに転作の記載がないと減額の対象となりませんので、ご注意ください。

減額となる条件	① 再生協議会のデータに転作の記載がされていること ② 水を使う作物でないこと
減額となる時期	11月 後期の賦課金を減額（全額納付済の場合は減額分を還付）

※ 4月にお知らせしている賦課金額は、減額する前の金額です。

※ 転作の有無は、納入通知書の裏面に記載している土地の明細でご確認いただけます。

【転作の確認について】

当改良区では、再生協議会から提供を受けたデータをもとに転作の確認をしております。提供を受けたデータにない土地や水を使う用途で記載があった場合は、減額の対象になりません。

また、実際に水を使っていない場合でも、水を使う用途で記載がある場合は、データの方を優先しますのでご注意ください。（個別の申出には対応できません）

【転作による減額を受けるには】

転作の確認に提供を受けているデータは、改良区とは別の機関により集計されているため、改良区にご連絡いただいても変更することができません。減額を受けることができる内容に変更したい場合は、取りまとめされている機関を紹介させていただきますので、まずは改良区までご相談ください。

○	減額になる例	○
	保安全管理(全部)(部分) 小豆、大豆、大根などの作物名 自家用野菜 景観レンゲ、景観コスモス 農業用施設用地	など

×	減額にならない例	×
	主食用水稻、加工用米 WCS用稲、飼料用米 新規需要米(輸入用) 青刈(助成金対象外) 多収性専用品種(飼料用米) 飼料作物(耕畜連携 資源循環対象) 調整水田(全部)(部分) 養魚池、養魚水田	など

水を使う作物は減額になりません

改良区からのお知らせ

水路清掃について

皆様には大変厳しい状況の中ご参加いただき誠にありがとうございます。
水路清掃については、集落から様々なご意見を頂戴しておりますが、これまで通り実施せざるを得ないのが現状です。

万一、怪我などされた場合は、一日限りの保険に加入しておりますので、当日中に改良区までご報告をお願いします。

水路清掃は **毎年7月と3月の第3日曜日** に実施します。

【今後の予定】

春期： 令和7年3月16日

夏期： 令和7年7月20日

※ **水路清掃の前日に幹線用水路の水を止めます。**
鯉の水などは、各ご家庭で対応をお願いします。



- ◆ 改良区では、幹線用水路沿いの防草シート敷設にかかる事業費に対し補助金を交付しております。(4ページ参照)
検討される集落がありましたら、改良区までお問合せください。

水路には絶対近づかないでください



改良区の管理する水路には危険な箇所がありますので、付近を通行する際は十分注意してください。特に、台風や豪雨で増水した水路には絶対に近づかないでください。

★ 組合員に変更がある場合は、改良区まで届出を！
(各種届出については、6ページをご覧ください)

改良区へのお問合せは、

0740 - 33 - 0009 まで

水管理について

◆ 公平な配水を実施するため 用水のかけ流しはやめましょう！

かけ流しは、用水不足を招く原因となりますので、水門・田んぼの用水・排水の適切な管理をお願い致します。

◆ ゴミや草、雪などを水路に落とさない！

水路が詰まる原因となり、下流に水が行かなくなって迷惑がかかります。
また、水路があふれる原因にもなりますので、刈った草やゴミ、雪などは水路に捨てず各自で適切に処理してください。

◆ 豪雨時の堰板は各々適切な管理を！

豪雨時には水路の水があふれる原因になりますので、各自で設置されている堰板は各々適切な管理をお願いします。

すべてのほ場に水が行き渡るよう、適切な水管理にご協力をお願いします。



【発行所】 安曇川沿岸土地改良区

【発行人】 理事長 中川幸雄

【住所】 〒520-1202

滋賀県高島市安曇川町下古賀1543番地1

【電話】 0740-33-0009

【FAX】 0740-33-0093

【Eメール】 mail@adogawaengan.com

【ホームページ】 <https://www.adogawaengan.com>



◆ 改良区からのお知らせ配信中 ◆

下記のQRコードから登録できます



LINE
友だち追加



メール
配信登録

